

令和4年第5回臨時会

松崎町議会会議録

令和4年11月2日開会

令和4年11月2日閉会

松崎町議会

令和4年第5回

松崎町議会臨時会会議録目次

◎第1号（11月2日）

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
事務局職員出席者	1
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名について	2
会期の決定について	2
議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	2
議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
閉会の宣告	14
署名議員	15

令和4年第5回松崎町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和4年11月2日（水曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度松崎町一般会計補正予算(第8号))
- 第 4 松崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 令和4年台風8号災害の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 第 6 令和4年度松崎町一般会計補正予算（第9号）について

出席議員（8名）

1番	田中道源君	2番	鈴木茂孝君
3番	小林克己君	5番	深澤守君
6番	武田勝彦君	7番	高柳孝博君
8番	土屋清武君	9番	渡辺文彦君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	深澤準弥君	副町長	木村仁君
総務課長 兼防災監	齋藤聡君	健康福祉課長	船津直樹君
窓口税務課長	糸川成人君	産業建設課長	鈴木清文君

事務局職員出席者

議会事務局長	大場千徳	書記	渡辺慶介
--------	------	----	------

◎開会及び開議の宣言

○議長（渡辺文彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年松崎町議会第5回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

申し合わせにより議場内で上着を取ることを許します。

撮影について申し出がありましたので許可いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（渡辺文彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において3番、小林克己君、5番、深澤守君、補欠、6番、武田勝彦君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（渡辺文彦君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君） 日程第3、議案第82号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松崎町一般会計補正予算（第8号））の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（深澤準弥君） 議案第82号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松崎町一般会計補正予算（第8号））でございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

(総務課長 齋藤聡君 提案理由説明)

○議長（渡辺文彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（鈴木茂孝君） ただいま12月中旬より給付ということでございますけども、これはすべて年内に終わるといふふうに考えてよろしいのでしょうか。

○健康福祉課長（船津直樹君） 一応ですね、11月25日ですか。25日に申請書の確認書等を発送しまして、早ければ12月中に多くの方が申請をしていただけたと考えております。

最終的には1月末までの申請期間となっておりますので、2月末までにすべての支出を終わらせたいというふうに考えております。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

○6番（武田勝彦君） 委託料がありますね。88万。バッチ処理業務というシステム改修ですけども、これは対象者を検索したりして、その中からまた金額とかそういうのをするためのシステム改修ということでしょうか。

○健康福祉課長（船津直樹君） その通りでございます。うちの方の住基システム、税システム等をTKCという会社に委託しておりますけれども、そちらの方でシステムを改修して、対象者を抽出した上で、その申請書、確認書に印字した形で納品をしていただく。その処理がバッチ処理という形の委託になります。

○6番（武田勝彦君） なんかいつもこういった支払みたいながあるたびに改修して、こういう経費がかかっているんですけども。例えば、この住民税みたいなやつは一覧、データがあるでしょうから、それを自分ちのエクセルなんかみんな取り込んでですね、パソコンに、エクセルで検索したりなんかすれば、そういうバッチ処理料とか、このシステムの改修料とかそういうのはなくなるような気がするものですから、そういうことを検討したことはないですか。

○健康福祉課長（船津直樹君） 多くのデータをですね、エクセルに吐き出して、そこから人件費をかけて、職員の時間をかけてですね、そういう対応をするっていうことも、一つあるかもしれません。

また、その申請書、確認書に差し込み印刷をする。また、そういう印刷代、そういうことも含めて、人件費も含めてバッチ処理の方が安いというふうに判断しております。

○6番（武田勝彦君） 私は考えるんだけど、パソコンで打った方がよほど経費はかからないような気がするんですけど。何回も自分で修正もできるし、多様性もいいし、印刷だって差し込み印刷一発つくれば済む話だし、何も難しい話がないような気がするんですけども。実際やってみたらどうですかね。ワンケースぐらいは。

○健康福祉課長（船津直樹君） やってみることも一つかなと思いますので、今後検討したいとは思いますが、今職員が時間外で大変厳しい状況の中で業務をしておりますので、少しでも委託をして処理ができるものは委託をしたいというふうにも考えております。職員の健康管理という面でもそう考えております。

○6番（武田勝彦君） 職員が足らない、職員が足らない、それで言われたら、こちらといってもなかなか言いづらいんですけども、もともと職員が少ないということが問題であれば、やっぱし業務を改善して人を減らす工夫をする。そういったこともやっていかないと、仕事がどんどん増えてくるばかりです。

去年と同じことばかりやってたら、仕事が増える、新しい仕事が増えるわけです。

本当にそれでいいのか、いらない、やらなくていいことはあるんじゃないかと。そういうことを改善しながらやっていかないと、いくら人はいても駄目ですので、必ずそういう改善の・・・今なんかプロジェクトでなんか改善やってると思いますけども、そういう改善能力っていうんですかね、それをつけてもらって。そうやらないといつまでたっても仕事は減りません。

そういった能力のある人を育てていくということが大事だと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（渡辺文彦君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第82号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松崎町一般会計補正予算（第8号））の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（渡辺文彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(午前9時15分)

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君） 日程第4、議案第83号 松崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（深澤準弥君） 議案第83号 松崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

(総務課長 齋藤聡君 提案理由説明)

○議長（渡辺文彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（鈴木茂孝君） ちょっと教えて欲しいんですが、育児休業の場合の給料というのはどういうふうになるのか教えていただけますか。

○総務課長（齋藤聡君） 育児休業中につきましては、給与の支給はございません。ですが、共済組合から育児休業手当金が支給されるような形になります。

育休の開始から180日間につきましては、標準報酬日額の67%、それから180日から365日までは50%というような形になっております。

これにつきましては、2年目以降はなしというような形になっております。

○2番（鈴木茂孝君） これは国で決まってることなんですか。

○総務課長（齋藤聡君）　今回は法改正によりまして、全国一律、この法律が改正される形になります。

○議長（渡辺文彦君）　他に質疑ございますか。

質疑ございませんか。質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君）　異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第83号　松崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺文彦君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（午前9時23分）

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君）　日程第5、議案第84号　令和4年台風8号災害の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（深澤準弥君）　議案第84号　令和4年台風8号災害の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

(窓口税務課長 糸川成人君 提案理由説明)

○議長（渡辺文彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（高柳孝博君） 損害の程度によってかなり区分を分けてお支払いするわけですけど、この損害の認定っていうか、そういったのはどの程度進んでるんでしょうか。

また、令和5年の3月までに申請ということで、その間は令和4年度の徴収っていうのはしないで、最終のところで精算するっていうことなんでしょうか。

○窓口税務課長（糸川成人君） 認定の方の割合についてでございますけれども、家屋被害調査の方は、現地の方に職員の方が行って一軒一軒調査を進めております。

その結果としましては、全壊が1軒、一部床上浸水を含む床上浸水が27軒、減免の対象とはなりません、床下浸水が30軒というようところで現在調査が進められております。

あと、申請期限までの納付についてでございますけれども、納付が困難な方については、徴収の猶予であったり、換価の猶予ということで、1年間まで延長できる制度がございますので、そちらの方の広報を進めております。

また、こちらの方で減免の方が施行になりまして、減免の申請があった場合には、その減免した額をその以降納めていただくということになります。

さらに、既に納めていただいた方につきましては、還付の対象に、お返しするというような形になっていくと思います。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

○1番（田中道源君） 今のちょっと高柳委員の質問にもちょっと絡むんですけども、調査はどのくらい進んでるかっていうのを今一度教えていただけますでしょうか。

○窓口税務課長（糸川成人君） 100%ではございませんけれども、申請があった家屋についてはほぼ調査の方が進んでいるというところでございます。

○1番（田中道源君） 今回の改正したことで、これまでのより多めに対応できるような改正になってるのかなと思うんですけども、一応これは調査した上で、このぐらいにするのが妥当だという判断に至ったからだということだと思うんですけども、実際にどのぐらいの、これを改正することによって、恩恵といいますか、雲見というかこの災害あった方々は、助かる感じになるんでしょうかね。このぐらい助かってますっていうような。もしわかったら教えてください。

○窓口税務課長（糸川成人君） もともとの条例でいきますと、まず申請につきましては、申請があった以降の納期限が来る税ということが対象になっていきますので、その対象となる税の納期の分を、もう被災した日ということで前寄せて、まずはそこが1点ございます。

あと、以前の基準でいきますと、20%以上損害があったものが、固定資産税の10分の4の減免の対象になるということがございますけども、実際調査をしていきますと、20%被災をされているところというのが、なかなか該当がしてこないということで、その部分につきましては、判定の区分で床上浸水というところを加えまして、該当するような形にしております。

そちらの方の床上浸水、一部床上浸水を含む床上浸水というのが、現在27軒あるということで、その方々については、被災の程度による対象というのは、拡充されたのかなと思います。

あと、所得については、これから所得の方の確定してくると思いますけども、実際その営業を休業していた期間によって、その所得の減少割合というのが、決まってくるものですから、今現在はちょっとどのぐらい該当するのかというのは判明しませんけども、そうしたところで、休業した場合でも該当するというところを含めているところがございます。

○1番（田中道源君） ちゃんと調べていただいているようで安心したところでございます。

それで、この対象となる町税のですね、期限が最後は令和5年の6月12日までってことでしょうか。そこまでの期間の税金を減免するというところがございますが、一応この期限をここにした理由っていうのがあったら教えていただけますか。

○窓口税務課長（糸川成人君） 本来は、令和4年度の分の町民税及び固定資産税ということになりますけども、町民税の特別徴収給与から特別に町民税を引かれる特別徴収につきましては、令和4年度の分の最後の徴収期限がですね、6月の12日ということになりますので、そちらの方が対象になることになるということで、こちらの方を定めさせていただきました。

○1番（田中道源君） 今復旧といいますか、どんどん進んでるところもあれば、まだ、いや、お休みしてるよっていうところもあったりで、一律でもないのかなっていう気はするんですが、ひょっとするとこの期間内でも、まだ休業してるよなんてこともありえることなのかなとは思っています。

そういった時に、先ほど1年ぐらい猶予期間があるということだったんですが、猶予期間っていうのは、払うのを先延ばしにするってことなのかなって思うんですけど、ケースによっては、そこも猶予というよりも、減免って形になってもいいのかなって気がするんですけど、このところはいかがでしょうかね。

○窓口税務課長（糸川成人君） 減免の対象で、休業が続けばですね、当然所得の方も減少して

くるということになりますので、所得が減少すればそれだけ減免の割合というのは大きくなっていきますので、そこで対応していきたいと思います。

徴収猶予につきましても、1年間猶予先延ばしということで、そこでさらに減免をするってことはできないんですけども、先ほど言ったような形の休業が続けば減免の割合が大きくなって金額は少なくなるということで、ご理解をしていただければなと思います。

○議長（渡辺文彦君） よろしいですか。聞きたいってこととちょっとずれてる気がするんですけど。

○1番（田中道源君） 何と言いますか。そうですね。ちょっと私の聞き方もあれだったかもしれませんが、一応、期間が今年度中の減免ってことに今なっておりますけども、見方を変えると、雲見のこの災害が復旧したよねっていう一つの区切りにも捉えられるようなことになるのかなと思うんですよ。

やはり、営業を通常営業できる場所もあれば、できない場所もあったりで、まちまちだと思うんですけども、やはりまだ災害終わってないよっていうような、意味合いとして、やっぱりまだ続いているところは減免したほうがいいんじゃないかなっていうふうに思う次第なんですけど、役場としては、どこのタイミングというか、どの段階でこの災害は復旧したっていうふうに、位置付けますかね。

一応これでいくと、この1年間で対応するんだけど、これ終わったら、一応雲見のことは一区切りっていうような感じにとれなくもないなと思っちゃうんですけど。どうでしょう。

○窓口税務課長（糸川成人君） どこの段階で区切りをするのかというのはなかなか難しいところの判断がございますけども、例えば、営業がなかなか再開ができなくてということの方につきましてはですね、来年度の令和5年度の住民税というのは、令和4年中の所得をもとにして算出がされますので、当然営業ができないということになると所得が少なくなるということで、町民税も当然少なくなるということでございます。

所得税の方の制度につきましても、そういう災害で被災した場合に復旧費とか、そういうものについてもですね、雑損控除ということで控除対象になるということでございますので、その分、所得税及び住民税、町民税の金額については少なくなっていくということでございます。

○1番（田中道源君） わかりました。

その仕組みについてはわかりましたが、雲見の復旧しましたという区切りっていうのは、どの辺りを想定されておりますかね。ちょっと難しいかもしれませんが。これ町長の方がよろしいでしょうか。

○町長（深澤準弥君） 災害についてはということですが、インフラなのか個人的な営業の、いわゆる個々の民宿なのかによってまたいろいろ変わってくると思います。

自分たちが考えているインフラについては、今、国も含め工事を災害査定の中で進めているところがございます。

あと民宿、旅館につきましては、東日本の時を考慮いただければわかるとおり、まだ終わってない方もいれば、10何年経ってもですね、復興に向けて動いてきているといった評価もございます。

今回のケースにつきましても、個々の状況を勘案しながらではございますけれども、ある程度他の自治体の状況も勘案しながら、公の部分でできるところについては、今、順次進めているところがございます。

個人によって、復興したという判断が変わるケースがありますので、そこについてはなかなか踏み込んでできないんですけども、ある程度自分たちは基準を決めた中で、復興したという判断は、こちらですべきではないのかなとちょっと考えております。

○1番（田中道源君） 確かにこちらで判断するっていうのは、なかなか難しいことだとは思いますが、そうすると、これから先のその都度その都度こういう現状がありますよっていうのを伝えていって、それに対応していただくっていう流れが、今後のやり方になっていく感じでしょうかね。

要はどっかの段階で、一応これ見る限りだと、今年度中の税金に関して減免しますよっていうのが見えてることなんですけど、それ以降はひとまずないよっていうことだと思うんですよ。

なので、どこのタイミングで終わりましたってのは言えないかもしれないけど、一応町としては一つの結論というか、こう出してるわけですよ。で、先ほど私が質問したのが、そうでもない家もありますよね。その時に、猶予期間って言ってましたけど、そこもやっぱり減免とかかってことがありえてもいいんじゃないかっていう話をしたんですが。その都度、まだ厳しいとかあるので、もう1回考えてもらえませんかっていうような提案をしてくやり方が今後の流れて感じになりますかね。

○町長（深澤準弥君） 田中議員がおっしゃる気持ちも非常にわかります。営業について、今回の被災が引き金になって生活が苦しくなっていくというようなこともございます。

営業についてはですね、私たちもこの災害について起因とするものが、引き金になっているのか、もしくは今までどういった営業体系をやってきて、今、コロナも含めですね、今回落ち

ている状況の中で、それぞれの交付金等で対応してきているような状況でございます。

ただ、うちの方としまして、これで終わりだっていうことじゃなくて区切りをつけさせていただくということで、今回の減免については、一区切りをさせていただきたいという方針でございます。

他の自治体の例も踏まえながらですね、天井なしでずっと補填するというのは非常に難しい状況でございますので、そこについて国の方のいろんな方針等も勘案しながら、今回については、そこで一区切りというような形での今回の改正とさせていただきたいと思っております。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

○7番（高柳孝博君） いろんな減免するということは、被災者の気持ちになってみると非常にありがたいことだと思います。

ただ、歳入に対しては、当然町としては減っていくわけですので、その辺りの影響は、まだ所得が確定してない段階では算出は難しいかもしれませんが、当初予算で歳入としたものに対してどの程度影響があると考えられるか、それが1点でございます。

それともう1つは、いろんな支援があつて、義援金であるとか支援金であるとかが被災者には届けられてるわけですけど、これ以外に町としてこういったものを、例えば温泉のとか、温泉はもうちょっと三浦の方なので町としては関われないかもしれませんが、その他の救済策っていうかそういうのがありましたら、今わかる範囲で結構です。お願いします。

○窓口税務課長（糸川成人君） 収入にどの程度影響するのかというところでございますけども、この辺につきましては、ちょっと申請を受けてみないとわからないところもございますので、ちょっと今のところ試算の方は、申し訳ございませんできておりません。

その他、義援金とか支援金とかというその他の支援ということでございますけれども、ちょっと私の方も細かいところを把握してございませんけども、それぞれ補正予算の中です、事業所支援であったりとか、温泉事業者に対する補助金であったりとかということですね、計上していると思っておりますので、そちらの方を参考にいただければなと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(渡辺文彦君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(渡辺文彦君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第84号 令和4年台風8号災害の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(渡辺文彦君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前9時54分)

○議長(渡辺文彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時05分)

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺文彦君) 日程第6、議案第85号 令和4年度松崎町一般会計補正予算(第9号)についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(深澤準弥君) 議案第85号 令和4年度松崎町一般会計補正予算(第9号)についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

(総務課長 齋藤聡君 提案理由説明)

○議長(渡辺文彦君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（高柳孝博君）　今回は災害の復旧費が大部分だというふうに捉えるわけですが、実際に施工の方の予定っていうんですか、これを支出していくのはどのように考えられていますか。期間とか、工事をとかやられるものがわかりましたらお願いします。

○産業建設課長（鈴木清文君）　施工につきましては、これから発注なるわけですが、災害査定を受けまして、その中で設計もできてるわけですが、公共単価にないもの、ブロックですとかそういうものは、一般的に国庫補助になるものですから、5社以上の見積もりを取ってその単価を使うとかっていうことがあるもので、その準備というかその作業を進めています。それが整い次第、正式な設計を組んで、早ければ11月末には発注したいなと思っています。

今回、繰り越しさせてもらいましたけども、どうしても3千万近い金額になりますと、適正な工期をとることにつきましては、3月末では取れないものですから、長い工期がとれるような形で繰り越しをさせてもらって、できれば1度に発注したいわけですが、なかなかそれできないもので、例えば、石部線早く復旧させたいものですから、それを先に発注とかですね、そういう方向で考えております。

○7番（高柳孝博君）　なかなか1度にね、業者との関係もありますでしょうし、材料とかも今高騰してる時期で、なかなか掴みにくいとこあるかもしれませんが、復旧については、やはり急がないと、次の災害、第2次災害っていうんですかね、心配になるものですから、その辺りが、ちょっとこの繰り越しの関係でいきますと、年内にちょっと無理だろうとは思いますが、その辺りはいつごろ終わるっていうような見通しっていうか、希望的なもので結構ですけどありますでしょうか。

○産業建設課長（鈴木清文君）　石部線の道路についてはですね、生活してる方もいらっしゃるんですけど、それはなるべく早くというのは当然でございます。

あと、河川が主になりますけども、河川の工事っていうのが渇水期の工事になりますので、できれば今渇水期ですので、来年の梅雨前までにですね、完了できればというふうに考えております。

○議長（渡辺文彦君）　他に質疑ございますか。

○3番（小林克己君）　今の関連したような質問なと思います。お願いします。

この災害の工事によって、現場発生土が多分、発生することが多分、見込まれてくると思います。

現在、この現場発生土を受けるところが、多分数が少なくなってきたのではないかと
いう、自分ちょっとこれこれだけの工事の金額だと思うところもあります。

そのような検討も、一応検討されてるのかちょっとお伺いしたいんですけど。

○産業建設課長（鈴木清文君） 現場発生土はですね、そんなには大量の発生はないとは思っ
ておりますけども、その時に受け入れてるところを、一番安価なところを探してお願いするよう
になると思います。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

質疑ございませんか。

（「質疑終結」の声）

質疑終結の声がありますので、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第85号 令和4年度松崎町一般会計補正予算（第9号）についての件を挙手に
より採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺文彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（午前10時24分）

◎閉会の宣告

○議長（渡辺文彦君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和4年松崎町議会第5回臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時24分)

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

松崎町議会議長

松崎町議会議員

松崎町議会議員